

平成 2017 年度の事業計画書
2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人おおいた成年後見権利擁護支援センター

事業の計画に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施日時 (B) 当該事業の 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
① 権利擁護 支援事業	バトンカフェ 権利擁護についての 啓発活動を行う。 講師 2 名 (各 20 分程度) カレーランチ	(A) 毎月第 2 日曜日 (B) 臼杵商工会議 所 1 階ロビー (C) 5~10 名	(D) 地域の子 どもや独 居・高齢 者世帯の 方々 (E) 30 名	500
	バトンゼミナール ○事例検討会 一般市民や市民後見人とし てまた専門職として、活動 するために必要な知識と、 権利擁護のために知って おくべき制度について勉 強会の開催	(A) 奇数月に週 1 回開催 (5 月 より実施) (B) 市浜コミュニ ティセン ター他 (C) 3 名	(D) 市民後見 人・専門 職・民生 委員やボ ランティ アスタッ フ (E) 10 名	200
	バトン図書館 子どもたちに、学ぶ機会を提 供するために、本の寄付を 募り貸し出す。読書の量に よりご褒美を上げて学ぶ 習慣をつけてもらう。	(A) 随時受付 (B) バトン事務所 内 (C) 2 名	(D) 地域の子 どもたち (E) 不特定多 数	
	バトン見守り隊事業 バトンゼミナール・バトン市 民後見人養成講座修了者 が、支援として見守り支援 が必要な方のお手伝いを します。	(A) 申込者と契約 (B) バトン事務所 又は訪問 (C) 35 名	(D) 地域の子 どもや知 的や精神 疾患のあ る独居・ 高齢者世 帯の方々 (E) 10 名	150
	バトン市民後見人養成講座 家庭裁判所から選任された ときの身上保護担当の法人 内支援員 (市民後見人) の養成。	(A) H30 年 7 月 22 日~12 月 25 日 (16 日間 60 時間開催) (B) 津久見市市民	(D) 大分県内 の地域住 民 (E) 10 名	1,500

		ふれあい交流センター・津久見市市民会館 (C) 3名		
	権利擁護支援実践協議会	(A) 年4回から6回開催 (B) 津久見市市民ふれあい交流センター・当事務所 (C) 3名	(D) 大分県内の地域住民・専門職・行政職員他 (E) 10名	
	バトン講師派遣事業	(A) 依頼を受けて実施 (B) 依頼場所 (C) 10名	(D) 大分県内の地域住民 (E) 未定	
	バトン総合相談 (随時何でも相談)	(A) 月曜日～金曜日まで(9時～17時まで) (B) 当法人事務所又は訪問 (C) 2名	(D) 大分県内の地域住民 (E) 未定	
	成年後見・労務・社会保険に関する相談(津久見市社協)	(A) 毎月第4水曜日開催 (B) 津久見市市民ふれあい交流センター (C) 2名	(D) 大分県内地域住民 (E) 未定	377
② 成年後見事業		(A) 月2回被後見人の訪問と法人内支援員(市民後見人のバックアップ支援・被後見人の金銭管理) (B) 当事務所又は訪問 (C) 12名	(D) 大分県内地域住民(家庭裁判所より選任) (E) 未定	2,000

(備考)

- 1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。